

**社会保険労務士が答える  
企業の労務管理**

樋口ゆかり



**雇用関係助成金の活用**

10

厳しい経済環境、雇用環境が統  
いていきます。また、長時間労働は  
重要視されています。そのような  
状況の中、事業主の方々は、誰も  
が安心して働くことができる職場  
環境の実現を目指して、日々、労  
務管理や事業運営をされています。  
国はそのような事業主に役立てて

頂くために、雇用関係助成金の活  
用を促しています。

受給対象となる事業主は、①雇  
用保険の適用事業所の事業主、②  
期間内に申請書類の申請を行う事  
業主、③支給のための審査に協力  
する事業主、です。つまり、原則、  
審査に必要な書類をきちんと整備、  
保管し、都道府県労働局等からの

請の前日から過去1年間に労働関  
係法令の違反を行った  
事業主等、です。そし  
て、助成金の支給申請  
期間は原則、申請が可  
能になってから2カ月  
以内です。これは、厳  
守してください。

必要な書類の提出や、実地調査に  
応じることができない事業主である  
ことです。活用できる助成金の種  
類は、適用事業所の規模にあまり  
関係ありません。ただし、中小企  
業とそれ以外の企業では、申請要  
件や支給要件、助成金の支給額が  
異なるものも多々あります。おお  
むね、中小企業の方が助成金の支  
給額が多いです。

助成金を受給できない事業場は、  
①不正受給をして3年以内に申請  
した事業主、又は、申請日後支給  
決定日までの間に不正受給をした  
事業主、②支給申請した年度の前  
年度より前の年度の労働保険料を  
納入していない事業主、③支給申  
請の前日から過去1年間に労働関

入れる

①高齢者、障害者、母子家庭の  
母親等就職困難者を雇い入れる  
『特定求職者雇用開発助成金』

②雇用情勢が特に厳しい地域に  
居住するものを雇い入れる『地域  
雇用開発助成金』

③安定就職を希望する未経験者等  
を、試行的、段階的に雇い入れる  
『トライアル雇用奨励金』

④障害者が働き続けられるように  
支援する『障害者初回雇用奨励  
金』、『障害者作業施設設置等助  
成金』、『障害者福祉施設設置等  
助成金』、『障害者雇用安定奨励  
金』、『障害者職場復帰支援助成  
金』

⑤仕事と家庭の両立支援に取り組  
む『両立支援等助成金』の内訳と  
して『中小企業両立支援助成金』

①代替要員確保コース、②期間雇  
用者継続就業支援コース、③育休  
復帰支援プランコース、『出生時  
両立支援助成金』、『介護支援取  
組助成金』、『事業所内保育施設  
設置・運営等支援助成金』(11平  
成28年度において新規の受付を行  
いません。新たに「企業主導型保  
育事業」による助成となりまし  
た)、『女性活躍加速化助成金』

④有期契約労働者等の処遇改善や  
職場の改善を図る『キャリアアッ  
プ助成金』①正社員化コース、②  
人材育成コース、③処遇改善コー

ス

○正社員労働者に対する訓練等・  
職業能力の向上を図る『キャリア  
形成促進助成金』①雇用型訓練コ  
ース、②重点訓練コース、③一般  
型訓練コース、④制度導入コース  
注 出典：平成27年度雇用関係  
助成金のご案内(平成27年10月14  
日発行)、一部、その日以降変更  
された助成金も記載しています

ここに記載した助成金以外にも  
助成金があります。詳しくはイン  
ターネットで『雇用関係助成金』  
と検索してください。助成金の種  
類によって取扱窓口も異なります  
ので、注意してください。

このように、従業員の確保、従  
業員の意欲・能力の向上の支援、  
職業生活と家庭生活の両立支援、  
障害者や女性が活躍しやすい職場  
環境の整備の支援、育児休業、介  
護休業の取得に関する支援等の取  
組に助成金制度が活用できます。

職場環境が改善され、従業員のモ  
チベーションや組織力も上がり、  
事業の生産性アップも期待できま  
す。気になる助成金がありましたら、  
取扱窓口にご相談してみたい  
かがでしょうか。

(樋口)社会保険労務士事務所、ホ  
ワイト企業推進社会保険労務士協  
議会(会員)

愛知県内の助成金取扱機関

助成金名	取扱機関
1 雇用調整助成金	A
2 労働移動支援助成金	A
3 特定求職者雇用開発助成金	B
4 高齢者雇用安定助成金	G
5 障害者トライアル雇用奨励金	B
6 障害者初回雇用奨励金(ファーストステップ奨励金)	B
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	D
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	B
9 障害者雇用安定奨励金	B
10 障害者職場復帰支援助成金	C
11 障害者作業施設設置等助成金	G
12 障害者福祉施設設置等助成金	G
13 障害者介助等助成金	G
14 重度障害者等通勤対策助成金	G
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	G
16 障害者職業能力開発助成金	D
17 トライアル雇用奨励金	B
18 地域雇用開発助成金	B
19 職場定着支援助成金	A
20 建設労働者確保育成助成金	A
21 通年雇用奨励金	A
22 両立支援等助成金	F
23 キャリアアップ助成金	C
24 キャリア形成促進助成金	C
25 職場適応訓練費	E

【取扱機関】

- A 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-219-5518
- B 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-219-5519
- C 愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-688-5758
- D 愛知労働局 職業対策課 高齢・障害担当 ☎052-219-5507
- E 愛知労働局 地方訓練受講者支援室 ☎052-688-5755
- F 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 ☎052-219-5511
- G (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ☎052-533-5625

- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』
- 就職支援を行う『労働  
就職支援助成金』
- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』
- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』

- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』
- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』
- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』
- 新たに労働者を雇い  
移動支援助成金』